

## 近畿地方年金記録訂正審議会第5部会（第123回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月5日（火） 13時25分から14時35分まで

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室

3. 出席者 井上部会長、今中委員、吉岡委員、小倉委員

### 4. 議 題

- (1) 処分案等の審議
- (2) その他

### 5. 会議経過

(1) 処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）

国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないとした決定した。

また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

### (2) その他

厚生年金保険事案1件について、諮問取下げの報告があった。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第132回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月7日（木） 13時30分から15時00分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 吉井部会長、藤原委員、大串委員、山本委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要ないと決定した。  
また、厚生年金保険事案2件について、部会として、1件は年金記録を訂正する必要があると決定し、残り1件は年金記録を訂正する必要ないと決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第133回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月11日（月） 13時25分から14時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 梁部会長、井村委員、竹原委員、山下委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 2件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。  
また、厚生年金保険事案2件について、部会として年金記録を訂正する必要はないと決定した。

近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第136回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月12日（火） 10時00分から12時40分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、渡辺委員、小牧委員、震明委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 4件）  
厚生年金保険事案4件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第2部会（第133回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月15日（金） 9時50分から10時20分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 吉井部会長、藤原委員、大串委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 1件）  
厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第4部会（第128回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月19日（火） 13時20分から15時50分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 木虎部会長、鈴木委員、栗飯原委員、三野委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（厚生年金保険 4件）  
厚生年金保険事案4件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第3部会（第134回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月26日（火） 13時25分から14時50分まで

2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室

3. 出席者 梁部会長、井村委員、竹原委員、山下委員

### 4. 議 題

- (1) 処分案等の審議
- (2) 質問案件の審議

### 5. 会議経過

- (1) 処分案等の審議（厚生年金保険 1件）

厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要があると決定した。

- (2) 質問案件の審議（厚生年金保険 1件）

質問案件について審議を行った。

審議に当たっては、関連資料及び周辺事情から厚生年金保険における認定基準を満たしているか否かなどについて、議論が行われた。

## 近畿地方年金記録訂正審議会第1部会（第137回）議事要旨

1. 日 時 令和4年7月28日（木） 13時30分から14時55分まで
2. 場 所 大阪第2法務合同庁舎 会議室
3. 出席者 野田部会長、渡辺委員、小牧委員、震明委員
4. 議 題  
処分案等の審議
5. 会議経過  
処分案等の審議（国民年金 1件、厚生年金保険 1件）  
国民年金事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要ないと決定した。  
また、厚生年金保険事案1件について、部会として年金記録を訂正する必要がないと決定した。